

満18歳から29歳の投票立会人募集のお知らせ

石井町選挙管理委員会では、若い方に選挙を身近に感じていただくために、満18歳から29歳の方々の投票立会人を募集いたします。

■ 投票立会人とは

投票立会人とは、投票所で実際に投票に立ち会うことで、選挙が公正確実に行われているかどうかをチェックする仕事です。選挙の過程を有権者自身でチェックすることは、公正確実な選挙を行う上で非常に重要です。

■ 応募資格

満18歳から29歳で、石井町の選挙人名簿に登録されている方。

■ 立ち会いをする場所

自分の投票する投票所

■ 立ち会いを行う日

投票当日

■ 立ち会いの時間

午前7時から午後8時

■ 支給される報酬額

13,000円（昼食・夕食付き）



■ 主な仕事の内容

1. 投票所の出入り口開閉の立ち会い
2. 最初に投票する際に、投票箱が空であることの確認の立ち会い
3. 投票する方が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまでの立ち会い
4. 投票時間終了後に、投票箱を封鎖することの立ち会い

■ 応募方法

住所・氏名・生年月日・電話番号を、登録申込書に記入の上、石井町選挙管理委員会（石井町役場住民課）まで、提出してください。

■ その他

申し込みいただいた方をこちらで投票立会人登録台帳に登録する登録制です。

一度登録していただきますと、選挙のたびに再度登録していただく必要はありません。（30歳に達するまで登録させていただきます。）

選任は選挙があるごとに登録者の中から調整を行い、別途通知いたします。

■ 申し込み・問い合わせ先

〒779-3295

名西郡石井町高川原字高川原121-1

石井町役場住民課選挙担当

TEL 088-674-1114